

子ども・子育て支援推進調査研究・普及促進事業
「地域における保育の質の向上の体制整備調査研究」に係る委託事業
審査基準

1 採択団体の決定方法

提案された企画について審査を行い、各評価項目の得点合計が最も高い者から6件を採択団体に決定する。ただし、構築しようとする中核的機能の種別や、地域、都道府県・指定都市・中核市・その他市町村の別に偏りがある場合は、企画審査委員会の協議により、得点順位を基礎にそれらの偏りが軽減するように調整する場合がある。

2 審査方法

提出書類に基づき、こども家庭庁に設置された企画審査委員会において書類選考を実施する。

3 評価方法

評価は以下の各項目について次の評価基準による5段階評価とし、当該企画審査委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。

【評価項目】

①採択団体に対する評価

○事業の実施に必要な実施体制が整っているか。

②業務内容に関する評価

○課題認識、事業の目的について

- ・地域における保育の内容の質の向上に関する現状や課題の認識が具体的かつ妥当か。
- ・構築しようとする中核的機能が、本事業の目的に合致しているか。本事業において取り組む事例としてふさわしいものであるか。

○事業実施の内容について

- ・中核的機能を構築するための計画が、本事業の目的を達成するための計画として妥当又は優れたものであるか。本事業の計画として合理的か。
- ・中核的機能を生かして取り組む保育の内容の質の向上に向けた具体的な取組と、当該中核的機能の関係が明らかか。また、現状や課題の認識に照らして妥当か。

○見込まれる成果について

- ・ 効果や課題等の検証の方法が具体的であり、また、調査研究の目的に照らして妥当か。
- ・ 事業の実施により見込まれる成果等の普及を図ることが期待できるか。

③事業の経費について

- ・ 妥当な経費が示されているか。

【評価基準】

「①採択団体に対する評価」及び「②業務内容に関する評価」テーマに係る評価基準は以下の5段階評価を行う。

優れている	5 点
やや優れている	4 点
普通	3 点
やや劣っている	2 点
劣っている	1 点

4 選定結果の通知

選定終了後、20 日以内に全ての公募団体に選定結果を通知する。なお、選定結果の通知に併せ、選定された公募団体に対し、企画審査委員会の審査意見を踏まえた計画の見直し等を要望する場合がある。